

平成26年度上川管内道民芸術祭 第53回道北文化集会

9月21日、平成26年度上川管内道民芸術祭、第53回道北文化集会在平成19年以来7年ぶりに和寒町で開催されました。

恵み野ホールでの作品展示、芸能発表、かたくり庵でのお茶会、町民センター、産業会館での俳句部会、短歌部会、詩吟部会と各所で催しがおこなわれ、和寒町、美深町、剣淵町、名寄市、下川町、士別市それぞれの文化サークルが合同で日頃の活動を発表するなどすべての会場が文化活動一色に染まった一日となりました。



和寒ライオンズクラブ 福祉車両購入資金の一部を寄贈



小原会長、奥山町長、高瀬前会長



9月30日、町の公用車として車いすの乗降も可能な福祉車両が納車となりました。

この福祉車両は、和寒ライオンズクラブ（小原猛会長）から創立40周年記念事業の一環として、本年3月に、購入資金の一部にと50万円をご寄付いただき購入したものです。

ライオンズクラブでは今後も地域の福祉に貢献していきたいとお話しされていました。

消費税の届出はお済みですか？

課税事業者の方へ

個人事業者の方で、新たに課税事業者（消費税の申告・納付が必要な方）となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書」の提出が必要です。

課税事業者とは？

基準期間（※1）における課税売上高（※2）が1,000万円を超える方が該当します。

したがって、平成25年分の課税売上高が1,000万円を超えている方は、平成27年分の消費税の課税事業者になります。

※1「基準期間」とは、個人事業者の場合は、その年の前々年をいいます。

※2「課税売上高」とは、消費税が課税される取引の売上金額と輸出取引等の免税売上金額の合計額をいいます。

簡易課税制度について

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。

なお、平成27年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、平成26年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

詳しい内容については最寄りの税務署におたずねください。

また、国税庁ホームページでもご確認ください。

— 税に関する情報は国税庁ホームページへ <http://www.nta.go.jp> —

■お問い合わせは 名寄税務署個人課税部門（電話01654-2-2311）まで